

## 社会福祉法人寿光会 役員等報酬規程

### （目的）

第1条 この規程は、社会福祉法人 寿光会（以下「当法人」という）定款第8条及び第21条の規定、定款細則第14条に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員、評議員選任・解任委員（以下「役員等」とする）について定めるものとする。

### （報酬の総額）

第2条 評議員に対しては、各年度の総額が30万円を超えない範囲で、役員（理事及び監事）に対しては、各年度の総額が5,000万円を超えない範囲で以下に定めるとおり報酬を支給するものとする。

### （報酬等の支給）

第3条 役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。

- (1) 常勤専従の理事については、報酬を支給する。
- (2) 非常勤の理事で法人本部に勤務する場合に、報酬を支給する。
- (3) 非常勤役員等には、業務に応じて報酬を支給する。
- 2 前2項に該当する理事の通勤手当は、職員の通勤手当支給規程に準ずる。
- 3 (1)～(3)の常勤専従理事・非常勤役員等には、賞与・退職手当金及び理事会等の会議参加の交通費は支給しない。

### （常勤役員等の報酬等の算定方法）

第4条 常勤専従理事に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表第1に定める額
- (2) 通勤手当については、職員の通勤手当支給規程に準ずる額
- (3) 職務上必要な研修等で出張をしたときは、別表第5に定める額

### （非常勤役員等の報酬等の算定方法）

第5条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 第3条(2)本部勤務をする理事の報酬については、別表第2に定める額。
- (2) 評議員会等の会議出席報酬は、別表第3に定める額。ただし第3条(1)(2)の理事には支給しない。
- (3) 監事が行う会計及び業務監査の報酬は、別表第4に定める額。
- (4) 職務上必要な研修等で出張をしたときは、別表第5に定める額。

### （当法人職員給与との併給）

第6条 当法人の職員を兼ね、職員給与を受給している役員には、本規程に基づく報酬等は支給しないものとする。

(報酬等の支給方法)

第7条 役員等に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

(1) 第3条(1)(2)の理事報酬については、勤務翌月の毎月20日とする。ただし、その日が金融機関の休日に当たるときは、前営業日とする。

(2) 第5条(2)の評議員会等の会議等に出席した都度、支給する。

(3) 日額で支給する報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(月途中の就退任時の報酬等の計算)

第8条 新たに常勤役員等に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 第3条(1)(2)の常勤理事長及び本部勤務の非常勤理事が月の中途において就任、又は退任、若しくは解任された場合における報酬の額については、その月の満額とする。

(役員の退職慰労金の支給)

第9条 当法人の役員が退任するときに、退職慰労金を支給することができる。

その支給方法は、評議員会が定める規程に基づき支給するものとする。

(賠償責任)

第10条 当法人の役員等が業務として行った行為(不作為を含む)に起因して、損害賠償請求を提起された場合、社会福祉法人役員等の賠償責任保険により対応するものとする。

2 賠償責任保険の掛金については、第三者訴訟部分・法人訴訟部分ともに、法人が負担するものとする。

(公表)

第11条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第五十九条の二第三項に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第12条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第13条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則 この規程は、評議員については平成29年4月1日より施行する。

役員については平成29年7月1日より施行する。

この規程は、平成30年7月1日から施行する。

この規程は、令和2年7月1日から施行する。

この規程は、令和4年10月1日から施行する。

この規程は、令和5年7月1日から施行する。

この規程は、令和7年7月1日から施行する。

別表第1（常勤専従理事の報酬：税控除前額）

| 勤務形態 | 役職名 | 報酬額(月額) | 摘 要                                                                      |
|------|-----|---------|--------------------------------------------------------------------------|
| 常勤専従 | 理事長 | 53万円    | 通常勤務時間帯に原則週18時間以上の本部勤務を要し、他に給与所得のない専従者。更に必要時の出勤要請等に対応すべく24時間のオンコール体制をとる。 |
| 常勤専従 | 理事  | 33万円    | 通常勤務時間帯に原則週18時間以上の本部勤務を要し、他に給与所得のない専従者。更に必要時の出勤要請等に対応すべく24時間オンコール体制をとる。  |

別表第2（非常勤理事長：理事長が特段の事情で常勤専従できない状況の間）（税控除前額）

| 勤務形態 | 役職名 | 報酬額(月額) | 摘 要                     |
|------|-----|---------|-------------------------|
| 非常勤  | 理事長 | 12万円    | 通常勤務時間帯に週12時間以上の本部勤務が必要 |

別表第3（会議出席報酬：税控除後額）

| 会 議 名   | 報酬額(日額) | 摘 要                                            |
|---------|---------|------------------------------------------------|
| 評議員会    | 10,000円 | 理事・監事及び評議員が同日にそれぞれの会議に出席した場合は日額として、重複しないものとする。 |
| 理事会     | 10,000円 |                                                |
| 寿光会経営会議 | 10,000円 |                                                |

別表第4（監事監査報酬：税控除後額）

| 勤務形態 | 役職名 | 報酬額(日額) | 摘 要                                                                     |
|------|-----|---------|-------------------------------------------------------------------------|
| 非常勤  | 監 事 | 15,000円 | 監事監査は、本部等法人の拠点に於いて実施する。<br>監事監査と別表第3の会議の何れかが同日に行われた場合は、合算で日額20,000円とする。 |

別表第5（出張・研修等：税控除後額）

| 対象役員                              | 日当(日額) | 宿泊料(日額)        | 交通費               |
|-----------------------------------|--------|----------------|-------------------|
| 全役員等及び評議員選任・解任委員                  | 5,000円 | 上限15,000円以内の実費 | 職員旅費規程に準拠し、実費とする。 |
| 摘 要                               |        |                |                   |
| 研修・出張等の参加費・その他業務上必要な経費は、法人の負担とする。 |        |                |                   |